

静岡県告示第361号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和元年11月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県駿東郡長泉町下長窪字谷津979番の一部、字谷津980番の一部、字谷津981番の一部

静岡県駿東郡長泉町下長窪字茶木畑982番の一部、字茶木畑983番1の一部、字茶木畑983番5の一部、字茶木畑985番3の一部、字茶木畑985番16の一部

静岡県駿東郡長泉町下長窪字上野1051番3の一部 以上9筆 及び官無番地（道路、水路）